

2018年度 追手門学院大学
オーストラリア・アジア研究所 主催



【オーストラリアを学ぶ2】

特別講演会

「オーストラリアの政治・外交の現状」



《ゲストスピーカー》

高田 光進 氏

三菱商事株式会社 金属グループ 顧問

(元執行役員兼オーストラリア三菱商事取締役社長)

オーストラリアでは8月末に自由党のモリソン氏が首相に就任。ここ数年で5人の首相誕生という、2012年頃までの日本のような状況になっています。次回の連邦選挙は来年5月中旬までに実施されますが、現状では労働党勝利の可能性が高まっています。頻繁な政権交代の背景など、同国の政治の問題点や課題について解説していただきます。外交面でも、米国でのトランプ政権誕生、日本との関係強化、中国の台頭、インド大洋州戦略にどのように対応していくのか——などについて話していただきます。

11月26日(月) 16:40～18:10

追手門学院大学 5号館2階 5203教室



全学部・全学年の学生
教職員のみならず
ご参加お待ちしております。

事前申込不要・参加費無料

▼問い合わせ先▼

オーストラリア・アジア研究所

【TEL】072-641-9667 【Email】cas@otemon.ac.jp

【HP】<https://www.otemon.ac.jp/research/labo/cas.html>



オーストラリアの政治・外交政策

三菱商事 金属グループ 常勤顧問

高田光達

2018年11月26日

1

豪州政治・外交のポイント

- 世界でもTopランクの政治・経済安定国
 - 英国連邦国家・自由主義・民主主義体制
 - 経済成長26年連続プラス成長
 - カンブーリスが世界に冠する先達国(Sovereign Rating AAA)
 - 高い人口増進率、2050年には3,550万人? + 移民政策
 - 世界有数の資源国(東(QLD,NSW,VIC)の石油、西(WA)の鉄鉱石、ガス)
 - 産後の国 ⇒労働組合、安全(治安・食品) +環境保全、住みやすい都市(メルボルン(7年連続世界No.1))
 - 三豪商の国として最重要国のひとつ
- 政治の課題
 - 党内のイデオロギー闘争による分裂、政権不安定化
 - 政権党内の力強化
 - 国民に寄り添った政権運営
 - 労働関係、電力安定供給、地球温暖化対策
 - 少数政党問題
- 豪州の外交政策:
 - アジア諸国の一員としての『インド-太平洋地域』/『o アジア-太平洋』外交政策
 - 経路日(日本文化、観光(ビザ、自衛隊)、日本との時差: ±1~2時間)
 - 対中政策(貿易パートナーとしての重要性、投資・国家安全保障に開いた政策)
 - 貿易・投資(安定的資源ソース) + 国家安全保障(東経135度 + シンガポール外交 + 日・豪・米・印・韓)
 - Five Eyesのメンバー(豪州、米国、UK、カナダ、ニュージーランド)

2

オーストラリアの政治制度概要

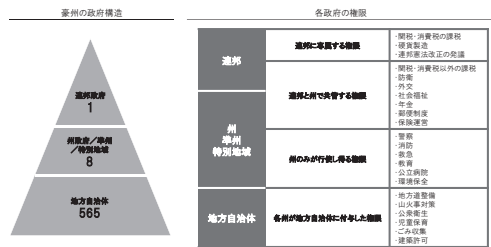
- オーストラリアの政治の主な特徴としては、「連邦制」「立憲君主制」「議院内閣制」「二院制」の4点が挙げられる。

- 連邦制
 - 1901年、6つの英国自治植民地が州となり、英国女王を元首とする立憲君主制のオーストラリア連邦が成立した。
 - 連邦制導入にあたり、元々存在していた6つの植民地の既得権を守るため、連邦と州政府間の権力分立主義が採用され、現在に至るまで各州が国政に大きな権限を保持している。
 - 連邦政府の権限は、外交・国防・貿易・移民・通貨・租税・社会福祉等、州政府の権限はそれ以外(教育・運輸・保健衛生・強制執行及び行政処分等)と定められている。
- 立憲君主制
 - 1901年に制定された連邦憲法において、全ての執行権は、英連邦の一員として元首である英国女王の名の連邦元首に所屬すると定められている。
 - 憲法では、首相や内閣に関する規定は全く定められておらず、慣例的に連邦総督は、首相を任命し、その首相の助言に基づいて執行権を行使するものとされている。
 - 理論的には、連邦総督は、議会の解散権、法案の修正権、閣僚の任免権、国軍の指揮権など広範かつ強大な権限を有しているが、慣例的・実質的には、任次の執行権は、首相及び内閣にある。
- 議院内閣制
 - 上・下院の二院からなる議院の、下院で多数を占めた政党又は政党連合の長が首相となり、内閣を組織、内閣は連立して議会对する責任を負う
- 二院制
 - 上院は日本における参議院、下院は衆議院に類似し、日本同様下院に優越権があるものの、上院に予算案の否決権がある等、日本の参議院に比べ、強い権限を持つのが特徴的。
 - また、下院が小選挙区制なのに対し、上院は比例代表制であるため、少数政党から当選のチャンスが十分にあり、与党が過半数取れる事態を引き起こしている。

3

連邦制(1)

- 連邦制導入にあたって、元々存在していた6つの植民地の既得権を守るため、連邦と州政府間の権力分立主義が併用された。連邦政府の権限は憲法に記載されたものに限定され、専属的権限と、州政府と共有する共有権の権限がある。



4

連邦制(2)

- 2015年9月自由党党首選を経てマルコム・ターンブル政権が誕生。
- 2018年8月24日 自由党党首選にスコット・モリソン政権が誕生。約3年で政権交代。

氏名	官歴	所属	所属政党	所属政党	所属政党
連邦	スコット・モリソン (Scott Morrison)	自由・国民党連合	2017年7月2日	2019年5月18日 2021年5月18日	6年(NT・ACTは3年) /3年
ニュー・サウス・ウェールズ	グレン・イース・ペレグリアン (Glenn Deryn)	自由・国民党連合	2015年3月28日	2019年3月23日	6年(4年毎半改選) /4年
ビクトリア	デニス・アンダーソン (Daniel Andrews)	労働党	2014年11月29日	2018年11月24日	4年 / 4年
クイーンズランド	アナスタシア・パルツェク (Anastasia Palazczuk)	労働党	2017年11月25日	2020年10月31日	3年(一任制)
西オーストラリア	マーク・マクゴワン (Mark McGowan)	労働党	2017年3月11日	2021年3月13日	6年(4年毎半改選) /4年
南オーストラリア	スティーヴン・マッシュナル (Steven Marshall)	自由党	2018年3月17日	2022年3月19日	6年(4年毎半改選) /4年
タスマニア	ウィル・ホグアン (Will Hodgman)	自由党	2018年3月15日	2022年	6年(3年改選と2年改選 後年5月に移行)/4年
北領土	マイケル・ゴナー (Michael Goner)	労働党	2016年8月27日	2020年8月22日	4年(一任制)
首都特別地域	アンソニー・ローパー (Anthony Loper)	労働党	2016年10月15日	2020年10月17日	4年(一任制)

5

立憲君主制

- オーストラリアは英連邦の一員であり、全ての執行権は、元首である英国女王名代の連邦総督(任期: 5年)に帰属すると定められているが、実質的には名誉職であり、行政の執行権は首相にある。

オーストラリア立憲君主制概要

各州の総督

州	総督	任期	経歴
ニュー・サウス・ウェールズ	デビッド・ヘンリー	第37代 任期: 2016年10月から	経歴: 公衆衛生局局長
ビクトリア	リン・ジョー	第29代 任期: 2020年まで	経歴: 法廷弁護士
クイーンズランド	ポール・ジョー	第26代 任期: 2014年7月から	経歴: 勳章評議士(Queen's Counsel) 連邦最高裁判所の最高判事
西オーストラリア	カーン・サンダーソン	第32代 任期: 2014年10月から	経歴: WA州財務省で上級ポストを歴任 Fremantle Port Authority 元CEO
南オーストラリア	ニコラ・マクドナルド	第25代 任期: 2014年9月1日から	経歴: 2007年にSA州副知事に就任 ペーパームンからのボー・議員として引退
タスマニア	クリス・マクドナルド	第24代 任期: 2014年12月10日から	経歴: TASマカニクス大学法学教授 同僚の女性総督
北領土	クリス・マクドナルド	第22代 任期: 2017年11月から	経歴: NTの元代表
首都特別地域	ピーター・コズグロブ	第26代 任期: 2018年まで(予定)	経歴: 公衆衛生局局長 直前はオーストラリア大学学長

6

議院内閣制

- 下院で多数を占めた政党又は政党連合のリーダーが首相となり、内閣を組織する。
- 戦後、二大政党の中、保守連合(自由党・国民党)の政権保持日数は70%以上。直近は13年に6年振りに自由国民党連合に政権交代。15年、18年と自由党党首選で首相交代。

議員名	所属	所属政党	所属政党	所属政党	所属政党
1	スコット・モリソン	自由・国民党連合	2017年7月2日	2019年5月18日	6年(NT・ACTは3年) /3年
2	グレン・イース・ペレグリアン	自由・国民党連合	2015年3月28日	2019年3月23日	6年(4年毎半改選) /4年
3	デニス・アンダーソン	労働党	2014年11月29日	2018年11月24日	4年 / 4年
4	アナスタシア・パルツェク	労働党	2017年11月25日	2020年10月31日	3年(一任制)
5	マーク・マクゴワン	労働党	2017年3月11日	2021年3月13日	6年(4年毎半改選) /4年
6	スティーヴン・マッシュナル	自由党	2018年3月17日	2022年3月19日	6年(4年毎半改選) /4年
7	ウィル・ホグアン	自由党	2018年3月15日	2022年	6年(3年改選と2年改選 後年5月に移行)/4年
8	マイケル・ゴナー	労働党	2016年8月27日	2020年8月22日	4年(一任制)
9	アンソニー・ローパー	労働党	2016年10月15日	2020年10月17日	4年(一任制)

7

二院制(1)

- 上院は日本における参議院、下院は衆議院に相当。
- 日本同様下院に優越権があるものの、上院に予算案の否決権がある等、日本の参議院に比べ強い権限を持つのが特徴的。
- 上院は比例代表制のため、ミロアや無所属委員の当選が多く実現し、彼らがフランスのナポレオンを模した選挙制の傾向。

現在の政界別議員数と各政党の特色

議員数	所属	所属政党	所属政党	所属政党
上院(Senate)	下院(House of Representatives)	自由・国民党連合	自由・国民党連合	自由・国民党連合
76名	150名	自由党	自由党	自由党
6名(12名)	6名(12名)	国民党	国民党	国民党
NT/ACTは2名	NT/ACTは2名	労働党	労働党	労働党
6年(3年毎に半数改選)	3年	地方自由党	地方自由党	地方自由党
6名(NT/ACTは2名)	3年	労働党	労働党	労働党
比較制	小選挙区制	クイーンズランド	クイーンズランド	クイーンズランド
下院、及び連邦政府に 対する権限	下院における多数を占めた 政党又は政党連合の 長が首相となる	ウェスタン	ウェスタン	ウェスタン
上院が議決しなければ 法案は成立しない	法案が成立すれば 議決する	ノーザン	ノーザン	ノーザン
経費支出は議決する 立法権は議決する	経費支出は議決する 立法権は議決する	ノーザン	ノーザン	ノーザン

8

二院制(2)

[illegible]

豪州 上院選挙制度改革/上院 下院選挙投票用紙

・ ケーブル政権により16年3月に成立した上院選挙制度改革は1984年に「ラインの上投票」制度が導入され、又 上院の各州に位置が増加された改革以降 過去30年以上の中で最大の改革。
 ・ 「ラインの上投票」：「選択し優先順位投票制度」を採用。有権者は「ラインの上に」記載された各政党もしくはグループに、最低二つ、最高で六つの選好順位を記す。
 ・ 「ラインの下投票」：「部分的選択し優先順位投票制度」を採用。有権者は立候補者全員に優先順位をふる必要は無く、少なくとも12候補者に順番を記すだけで良い。

【上院投票用紙サンプル】

【下院投票用紙サンプル】

Source: 投票用紙サンプル Australian Electoral Commission

18

モリソン内閣 政策路線

● 8月末の党首選挙で「お家騒動」を経験した保守連合、とりわけ自由党に次ぎ、次期選挙(5月)までに最も重要で、優先すべき課題は「党内求心力の維持」である。自由党は当面の間、再起不能との見方あり、次回選挙では敗北濃厚であるが、例えそうであっても敗北規模を限定的にすることが、次々回選挙で再び盛り込むに極めて重要である。

1. NSW州等での深刻な大旱魃への対策
・連立1位の国民党(農業・牧畜業者から中核支持基盤へ)の優先案としても重要。
・ターンプルに比べるとモリソンの方が土音の著しい国民党議員に受け入れられ易い。
2. 他政策も現状維持
・次期選挙は来年の9月までに実施されるが、従来と異なる政策を国民に売り込むことは困難。
・現状路線維持は、党内組織派(右派)からの批判を惹起し、脆弱な求心力を一層弱める危険性。
・モリソン、フライングバグもターンプル保守政権で政策決定過程の中核政治家で、ターンプル政策路線は新政権指導部の政策に近い。
3. 党内求心力の維持
・党内求心力の維持は中期的にも戦略的に重要。「臨戦態勢」ムードを一党に作りだすことが効果的。
・保守連合内での目玉外郎(保守政策党)に叫びかける。労働党政策への攻撃、ショーテン個人へのSmear Campaign(組織の中傷)を大々的に展開することが必要。

19

豪州 二大政党支持率・好ましい首相 NewsPoll調査結果

・『二大政党支持率』ヘスとは最新の下院選挙で記録された選好票の全国実況分データと世論調査の政党支持率を基に算出されたもの。

・一昨年7月の選挙以降に実施されたNewsPoll調査は本年10月21日時点で44回目であるが、与党がリードしたのは実に4回に、野党リードは(連続)42回。同率2回。

・『好ましい首相』では与党ターンブル、モリソンが野党のショートーンを約10ポイント以上の差をつけて素にリード。

2018年10月豪 二大政党支持率

2018年10月豪 好ましい首相

Source: Australian NewsPoll Data

豪州の労働組合（1）

- 豪州の労働組合は「日本の企業別労働組合」とは異なり、産業毎に複数の企業従業員により形成される「産業別労働組合」。労働組合の規模が大きく10万人以上の組合員を有する労働組合もある。
- 外国、登録されているのは38団体と集約化が進んでいる。
- 日本と比較して、社会に対する影響力が非常に強い。主要な組合以下への通函。

- ACTU：豪州労働組合連合（38すべての労働組合が所属する代表組織）**
 - 1927年に設立。当初はブルーカラーの組合が中心であったが、81年にはホワイトカラーの組合を代表する組織と合併し、双方を体系とする組織となった。労働党のアーガラン元資源大臣、ホーク元首相、クレイン元労働党党首は、全豪労組連合の豪州労働組合評議会（ACTU）の議長を経て政界に入社した。かつては労働運動、労組活動の代表であった人物。（注：ACTUの真実者は書記長の方で、議長は対外的なACTU役員）
- 連立労働組合（Unite Left）**
 - 1983年3月CFMEUEUMAとTOU（繊維・衣類・運輸組合）の合併によって、労働組合員数が14万4千人、資産総額3億1千万ドル、年間収入が1億4千万ドルもの大団体が誕生。
- 擁護派組合（Labor Unity）**
 - （1）AWU：全豪肉業組合（※労働党党首のシーターンはAWU全豪肉書長を経て07年11月選挙で連邦政界入り）
 - （2）NUW：全豪労働組合
 - （3）SDA：造船・流通労働者協会
 - （4）TWU：運輸労働者組合

豪州の労働組合(2)

- 登録団体監督委員会(ROC)によると、大半15労働組合の組織率は凋落の一途を辿っており、従って各労働組合は実収入も大きく減少しつつあるに拘わらず、労組の間断所は定に大幅に増加
- 所得の増加/組織率の低下(FY2002/03年FY2016/17年の比較)
 - 所得は、総計で394百ドルであったのち、748百ドルと、89%の上昇。
 - 所得総額増加は失業率の急落、住宅・電気・エネルギー(CFMEU)、75百ドル+139百ドル(85%)、
 - 最も増大する昇給率では通信・電気・配管工組合(CPEU)で19百ドル+72百ドル(271%)、
 - 労働者組合の変化は、CFMEUで同様に22.6%、CEPUで19.1%、
 - 労組別の互恵的な豪州労働組合(MUA)は、同時に増加した185%、組織率は38%、
 - 最悪者の組織率:公的部門40%程度、民間部門71%など、大半が14%程度
- 組織率低下理由
 - 「社会主義イデオロギ―衰退、雇用・産業構造変化、労組への失望感」等。
- 所得増加理由
 - 過去の労組は、労組員から徴収する組合費に強く依存。
 - 現在の労組は、それ以外に様々な収入源を有し、労組に特定ビジネスで民間企業と競争し高収益確保。
 - 例(例えば)所得増徴確保、労組の労働者/経営者に特定のサービスを提供する収入、労組は雇用者側との企業別協定の機件として、労働者に特定の福利厚生を加入させる条件を通じて、収入を得ている。②雇用者が被雇用者連帯組合の成立を通じて退職金・福利厚生・労組員に特恵的な収入を得、保証。③労組の専断労働組合(IAU)は、金主の労働組合、被雇用者に支給する労務増徴取扱いを排除、不明な資金/雇用者から労組流れれる。④労組は所得税納税義務が免除。
- 今後の見通し
 - 労組の存在意義の喪失、金主労働者の権益擁護、増進に関する労組の使命感、責任感の希薄化に繋がらぬない。

22

豪州労働2法案=ABCC/ROC設置

- 労働関係法「自由保守連合会・労働党」間で差異が最も顕著な分野：労働者・保守連合会／後者・労働党
 - (1) 価格／標準決定 (2) 第三者の介入か否か？ (3) 雇用関係／被雇用関係 (4) 雇用関係に紐づく「パイ」拡大 (5) 「パイ」分配？ (5) 雇用関係、失業政策？ (6) 職安の役割と労働関係者の保護、増進？
- 労働党は「労働の政治Wing」として誕生(1891年)。金、資金、人材面で労働に劣る。自由保守連合は「労働の影響力、介入力削減」を労働政策の中心としていた。
- 労働政策変遷史
 - 1988年： ホーク政権(労働)／組合防止と競争・標準法(1994年)＝中立的労務関係法に改定。
 - 1988年(保守)： ハーヴェン政権(1996年無期満期延長)施行＝MUA財対立の伏線、過激な産業化を否定。
 - 2005年9月： 同上／建業・森林・エネルギー組合(CMEU)対立、州派連合・建設委員会(ABCC)設置。
 - 2006年3月： 同上／労働者の自給式投資、監査増進。→建設部門生産性は49.4%向上。
 - 2006年3月： 同上／Work Choiceの成立。
 - 2009年3月： ランド政権(07年11月＝労働)／Fair Work法に成立。
 - 2012年12月： ランド政権(07年11月＝労働)／ABCC廃止。
 - 2016年6月： ターナル政権(15年6月＝保守)／労働関係監督委員会(ROC)設置法案成立。
 - 2016年11月： 同上／ABCC廃止法案成立。
- 豪州建業・建設委員会ABCCs (Australian Building and Construction Commission)
 - 建設労働(近未来多岐の建設・森林・採掘・エネルギー組合CMEU)と建業部門、両者は労働連合MUA等と合併してCMEUに)の組織を認め、労働党が設置した「建設労働者の自給式投資、建設部門の競争力増、労働専攻員の採用力増も少しも生産性向上に向上し、12年間で労働党(労働党)により修正。建業部門の競争力増、労働専攻員の採用力増(16年7月選挙)＝1法案と5分、16年11月に再度選挙。
- 労働関係監督委員会ABCC=ROC(Registered Education Commission)
 - 労働関係委員の違法行為に対する罰則、適正に保る財務報告の規制を厳格化し労働組合の監督を強化する委員会。

23

労働関連法 比較(1) Work Choice法・Fair Work法

・ **Work Choice法**は2006年3月にハワード政権(保守)により成立。企業側に有利な内容。
 07年11月に労働党への政権交代の大きな要因になった。それ以降、保守連合により大きなトウマとなっている。

・ **Fair Work法**は2009年3月にラッド政権(労働)により成立。Work Choice法を大きく改定し、被雇用者に有利な内容。現在に至るまで「公正労働法レジーム」の基本となっている。

	Fair Work法	Work Choice法
導入政権	ラッド労働党政権	ハワード保守連合政権
対象	被雇用者には有利	企業側に有利
目的	被雇用者に対する公平性、保護拡大を促進	コスト削減、生産性向上を実現し、雇用市場、経済のアンパナメントを改善
雇用条件交渉	被雇用者は組合を基に団体交渉可能	被雇用者は雇用主と直接交渉
不当解雇	①労働者の雇用目的を達成し、②企業上の理由による解雇に雇用主がその正当性を証明する必要がある	①企業上理由(10名以上失業者や雇用危険) ②企業上の理由による解雇が可能
労働組合の集約	労働者の数に比例して労働組合の数を拡大	労働者の数に比例して制限
労働条件の柔軟性	労使交渉により、個別柔軟要素を設け、その範囲内で被雇用者が個別交渉交渉可能	個別柔軟要素の設定・規定無し
全国最低労働条件	11項目	5項目

24

勞使関連法 比較 (2) Work Choice法・Fair Work法

- Work Choice法とFair Work法の『全国最低労働条件』の比較は以下の通り。
Fair Work法によって、『詳細にわたる6項目』が追加された。

項目	条件
① 労働時間	Max. 8時間/週
② 労働時間外	12ヶ月までの給付停止後復職取得可能。
③ 労務活動制限	6時間/週、2日毎に労働時間制限あり。
④ 収入/介護/引当金	介護10日以下の給付喪失発生時/介護休業/介護1年間の給付無取得可能。 介護2年間の給付喪失発生時/介護2年間の給付無取得可能。
⑤ 最低賃金	産業/職種ごとに規定。
⑥ 地域生活活動	担当員の同意後、年間10日間までの有給取得可能。緊急時 別プログラム活動で無給取得可能あり。
⑦ 永年継続休暇	休職、労務喪失、労働時間1に達した年無給取得可能あり。
⑧ 公休日	休職取得可能。条件次第で年間外労働時間手戻しあり。
⑨ 解雇予告/手当	雇主は従業員解雇の場合、勤続年数に合わせた規定日数以上の 解雇予告金及び3ヶ月を超える未払の賃金手当の取得可能。
⑩ 労働時間/自由裁量	未定労働時間/健康を保持し労働時間の量に任せて従業員自身の裁量 あり。勤務時間、勤務形態、就業場所等柔軟な労働条件の要求可 能。
⑪ 情報通知義務	雇主は新規採用した従業員すべてに雇用契約通知書などの従業員 向けに必要とする情報の通知義務あり。

Work Choice法⁷
公平賃金・労働
条件基準として
5項目を規定

Fair Work 法
「全国雇用基準」
として11項目

25

豪州の外交政策 --- 豪州外交白書 (2017年11月23日)

- ターナル行政は約15年ぶり、17年1月26日に「外交・貿易白書」を公表。その内容は「従来の外交基本路線からの変更を意味するのではなく、国際情勢の変化に応じて、基本路線の調整を意図したものである」としている。ポイントは次の通り。
- ① **豪州の外交・貿易白書：(外交・貿易関係については今回 3回目)**
 - 豪州としての長期的な外交・貿易戦略をまとめたもの。
 - 97年10月/03年2月(ハワード政権)、12年10月(アボット首相)に引き続き、17年11月(ターンブル政権)
 - ② **過去、外交白書のポイント**
 - (1)**27年 外交白書**
 - 経済・貿易分野を重視し、「政経分離」を「経済・貿易問題と人権問題との分離を強調。
 - 中国への経済効果も大きい。アジア太平洋地域及びアジア東部のアジア国家的アプローチ」を前面に。(重要国：米国、日本、インドネシア、中国の4カ国を中心)
 - (2)**30年 外交白書**
 - 国際間対大に大きな比重で親米路線の強調(3国連の相対的親欧)⇒二国間貿易交渉への傾斜。
 - 27年度のアジア白書
 - 「21世紀アジアの世紀に先立って地理的ハンガバ長所と奇襲要素をもつ。②教育、産業等」国を以て。「アジアに得意な国づくり社会作り」に向けて総量努力。③アジア経済繁栄を享受するための通商Grand Strategy」を策定。
 - ③ **今回の外交白書ポイント**
 - ①「メルボルンへ外資的環境権利性」(重大に挑戦に直面し、それが危機に晒されてる)②中国は貿易パートナーとしての重要性は認識する。その影響増強が中国や東南アジアの発展を促す。③域内市場の開拓のプレゼンスを共有することから中国の成長を歓迎する。④ASEANの成長を促進する。⑤ASEANの成長を促進する。⑥ASEANの成長を促進する。⑦ASEANの成長を促進する。⑧ASEANの成長を促進する。⑨ASEANの成長を促進する。⑩ASEANの成長を促進する。⑪ASEANの成長を促進する。⑫ASEANの成長を促進する。⑬ASEANの成長を促進する。⑭ASEANの成長を促進する。⑮ASEANの成長を促進する。⑯ASEANの成長を促進する。⑰ASEANの成長を促進する。⑱ASEANの成長を促進する。⑲ASEANの成長を促進する。⑳ASEANの成長を促進する。㉑ASEANの成長を促進する。㉒ASEANの成長を促進する。㉓ASEANの成長を促進する。㉔ASEANの成長を促進する。㉕ASEANの成長を促進する。㉖ASEANの成長を促進する。㉗ASEANの成長を促進する。㉘ASEANの成長を促進する。㉙ASEANの成長を促進する。㉚ASEANの成長を促進する。㉛ASEANの成長を促進する。㉜ASEANの成長を促進する。㉝ASEANの成長を促進する。㉞ASEANの成長を促進する。㉟ASEANの成長を促進する。㊱ASEANの成長を促進する。㊲ASEANの成長を促進する。㊳ASEANの成長を促進する。㊴ASEANの成長を促進する。㊵ASEANの成長を促進する。㊶ASEANの成長を促進する。㊷ASEANの成長を促進する。㊸ASEANの成長を促進する。㊹ASEANの成長を促進する。㊺ASEANの成長を促進する。㊻ASEANの成長を促進する。㊼ASEANの成長を促進する。㊽ASEANの成長を促進する。㊾ASEANの成長を促進する。㊿ASEANの成長を促進する。

26

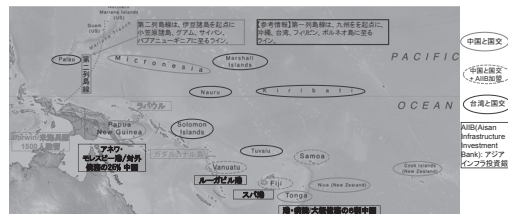
豪州の対中政策

- ・オーストラリアの対中政策は2015年〜17年にかけて、中国の影響が拡大して行く、警戒心が高まったが、17年8月以降、軌道修正を行い、『豪中の戦略的パートナーシップ』推進する政策に転換。
1. **中国の影響が拡大(15年〜17年):**
- (1)重要トピック：中国企業によるデータバンクの売却(98兆円)運営権獲得(15年10月)
 - (2)南太平洋：中国企業によるインフラ投資、国益損失の懸念問題
 - (3)東南アジア、南太平洋等での活動強化により一帯一路の下で島嶼国(31)のインフラ援
- ※島嶼国:144国(マヤン等) → 今後の対中貿易機会 → 中国のGDPの25%、18年のGDPは、
フィジー、コナエ(インドネシア)は台湾との仲は中絶(中国とフィジーは追加)。
南から島嶼国144国→オーストラリア、ニュージーランドが加わり Pacific Island Forumを形成。
2. **オーストラリアの対応策:**
- (1)インフラ投資への制限強化
 - (2)外国からの干渉を拒否する法律改正
 - (3)米国の対中圧力に賛同して決断(18年6月)
 - (4)ドットコム、ドットミッドランド 海軍ケーブルプロジェクトに無償協力、中国企業受注キャンセル要請、(18年9月)
3. **豪州政府による関係悪化(18年8月以降)**
- (1)タシマンの前首相がANU大学での講演：一帯一路政策は前向きに評価
 - (2)中国の貿易・戦略的パートナーシップ：議論、相互尊重、平等に基づく関係継続・国益追求
 - (2)モリソン首相の中国訪問延期
 - (3)貿易の増進、特に中国と豪州の貿易、中国と豪州に建設的な関係に基盤となるをコメント。(10月4日)
 - (4)豪州の関係は経済活動に重要(11月1日)
4. **豪州政策の転換点：豪中の対中政策:**
- (1)対空性には豪中が最も多(2)保守党連合の政策見直しを促す、豪中対中政策が修正される可能性あり

27

豪州島嶼国 外交

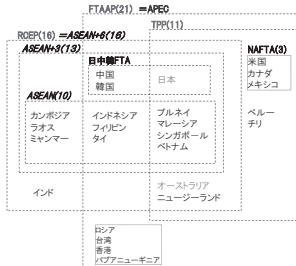
- ・島嶼国：14ヶ国。（マーシャル、パラオ、ミクロネシア、バプアニューギニア、ナウル、キリバス、ツバル、ソロモン、サモア、バヌアツ、ツク、トンガ、フィジー、ニウエ/青字8ヶ国は台湾とその他は中国と国交/赤字3ヶ国は AIBに加盟。）
- ・人口：1千万（PNG: 750万）で豪州/NZLからの移住者も多い。
- ・人権：7万人（フィジー：2万/PNG：1万/混血も地域全体で3万人）
- ・国土面積合計：53万平方Km（日本：38万平方Kmの約1.4倍）
- ・排他的経済水域（EEZ）：1,978万平方Km（日本：447万平方Km/約 4.4倍）



EEZ: 領海の基線からその外側200海里（約370km）の線迄の海域（領海を除く）並びにその海底及びその下。

世界自由貿易協定

- 日本とオーストラリアは世界自由貿易体制で主導的役割を果たしている。
- 両国間のEPAに加え、TPP, RCEP, FTAAP締結に向けてワーク中。



(1) **TPP :**
環太平洋パートナーシップ
(Trans-Pacific Partnership)
※ASEAN国を定数、
日本、オーストラリアも参加。
※TPPは12か国30億人以上、(協定上、6か国(米・日・豪・NZ・シン・チリ)の締結で60億人以上に発効)
※関税総協定TPP委員会(議長国：日本)を日本で
昨年度に発足させた。

(1) **ROEP :**
アジア地域包括的経済連携
(Regional Comprehensive Economic Partnership)
※ASEAN10+日本、オーストラリア、中国、インド、
韓国、ニュージーランドの参加。

(2) **FTAP:**
アジア太平洋自由貿易圏
(Free Trade Area of the Asia-Pacific)
ベトナムはAPEC(アジア太平洋経済協力会議
-Asia-Pacific Economic Cooperation)
※TPP, ROEP, FTAPの全てに参加している国は
日本、韓国、シンガポール、オーストラリア、チリ、ニュージーランド、ペナン、ニュージーランドの7カ国。

29

豪州 FTA 締結/交渉状況

- ・ **FTA 締結済み：(10カ国)**
- ・ ニュージーランド： 3月'83年
 - ・ シンガポール： 7月'03年
 - ・ タイ： 1月'05年
 - ・ 米国： 1月'05年
 - ・ マレーシア： 1月'13年
 - ・ 韓国： 12月'14年
 - ・ 日本： 1月'15年
 - ・ チリ： 1月'15年
 - ・ 中国： 12月'15年
 - ・ (ペルーとのFTA発効待ち)
- ・ **FTA交渉中：**
- ・ TPP：『日本、NZL、ブルネイ、シンガポール、マレーシア、ベトナム』
+ カナダ、メキシコ、チリ、ペルー
 - ・ RCEP：『同上』
+ 中国、韓国、タイ、フィリピン、インドネシア、インド、カンボジア、ラオス、ミャンマー。
 - ・ GGC：『バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジ、UAE』
 - ・ Pacific Alliance(チリ・コロンビア・メキシコ・ペルー)
 - ・ インド
 - ・ ネシア

・FTA交渉中:
 ・ TPP :『日本、NZL、ブルネイ、シンガポール、マレーシア、ベトナム』
 + カナダ、メキシコ、チリ、ペルー
 ・ RCEP :『中国』
 + 中国、韓国、タイ、フィリピン、インドネシア、インド、カンボジア、ラオス、ミャンマー、
 シンガポール、クウェート、オマーン、カタール、サウジ、UAE
 ・ GOC
 ・ Pacific Alliance (チリ・コロンビア・メキシコ・ペルー)
 ・ インド
 ・ ネシア

30